

資

料

関西経済振興方策の要望 (三二・六・六)

日本経済の合理的な発展のためには、地域経済の機能を充分に發揮させることが重要であり、財政、経済政策は地域経済の育成を配慮する必要がある。関西経済圏については、その貿易との関連の深さを重視し、輸出振興に寄与する関西経済振興方策の樹立を望むものである。

一、地域経済振興のために立地条件その他生産環境の整備を行い、施設の充実により経済活動の促進をはかるべきであり、次の諸条件の実現を要望する。

1. 道路網の整備——日本縦貫高速自動車道建設に速度を合せ、一級国道の建設と管理を促進して輸送幹線の強化をはかり、工業地帯、港湾、幹線道路間の連絡道路の整備を急ぐこと。
2. 鉄道の増強——大阪港と吹田操車場との連絡、神戸海岸線の新設など沿岸工業、港湾と幹線との連絡を実現し、また本土——淡路島——四国の連絡を強化すること。
3. 港湾の整備——神戸港、大阪港については、一都市、一府県と考えず、阪神を一体とする阪神港として国際的貿易港施設の充実を行い、神戸港と大阪港とを補完の關係に置き、その合理的運営を行うために、関係府県とは切離した独立組織として、関係府県都市から選出された委員による委員会組織を作り、その管理に当らせること、裏日本貿易港を整備すること。

4. 阪神空港の建設―伊丹の国際空港化を促進し、貿易中心地域として不可決の設備を確保すること。

5. 瀬戸内海沿岸設備―瀬戸内海臨海工業地帯を重化学工業地帯として発展させるため、接岸、港湾設備、工業用水、工場用地などの条件設備を行うこと。

6. 工業用水の確保―工業用水計画が地域経済の総合的發展のために重要な点の認識を深め、地域内の工業用水問題は府県行政的見地を離れ、広域経済圏の観点に立つて決定すること。琵琶湖の利用をはかること。

7. 動力資源の確保―地域経済の發展に応じ得る動力の量的確保と低コスト化のために、原子力発電所の開発建設、原油輸入基地の接岸設備の強化、地域内の電力連繫の緊密化（北陸、関西、四国、中国電力間）を促進すること。

8. 地域内には瀬戸内海地帯、吉野熊野川、高梁川、播州地帯、九頭龍川、尼崎工業地帯、阪神工業地帯などの開発、建設計画が進められているが、これら計画が府県行政制度に制約されることなく最大の経済効率をあげるよう推進すること。

9. 資本の地方還元を強制することは困難であるが、地方産業の育成強化のため、財政資金の地方撤布の増加、地方産業開発を目的とする特殊金融機関（たとえば地方不動産銀行）の創設をはかると。

10. 観光事業の輸出効果を考慮し、地域内観光地の連繫と観光事業内容の充実をはかること。

二、輸出振興に関連する次の施設の実現を期したい。

1. アジア地域との緊急な結合、技術援助、文化交流を促進するため教育施設の充実をはかること。
特に国際工業大学の建設、各大学の受入の充実に努めること。

2. 海外貿易振興会（ゼトロ）の機能の強化、海外貿易官（商務官）の配置とともに、輸出振興中心機関の設置を考慮すること。

三 地域経済の発展と諸立地条件の整備を妨げる、地方行政機構の改革、中央行政と地方行政間の統一をはかるため次の諸措置を要望する。

1. 現行府県制度を廃止し、地域経済圏に即応する広域行政機構を設けること。
2. 現行の中央出先機関は、広域行政機構に吸収して地域的集中を図り、地域経済振興の一体的運営に資すること。

3. 貿易関係行政事務の簡易化とその機関の関西地域への進出を促進すること。

4. 現段階においては、広域（府県を越える）行政のために、関係地方自治体、中央行政機構、経済人を以て連絡協議会（関西経済開発に関する審議会）を設ける要がある。

右決議する。

昭和三十三年六月六日

才十五回 関西経済同友会大会

岸内閣に対する要望 (三二・七・一)

関西経済同友会

岸内閣が閣員の全面的交替により、体制を整え政局を担当せられるに際し、次の諸政策の重点的実行を望む。

一、経済政策は総合的に実施される要があり、各省、関係機関の緊密な協力により、経済政策の転換にもとづく悪影響を最小限度に阻止すること。

二、経済政策の重点を輸出振興に定め、経済外交の推進と併せ、輸出増進の積極政策を速かに実行すること。

三、健全な経済発展を阻害するおそれのある労働運動の諸傾向に対処し、労使関係正常化のために確固たる労働政策をたてること。

四、特に文教政策を重視し、その刷新をはかり、併せて科学技術教育を振興すること。

輸 出 振 興 対 策 (三二・九・六)

経 済 同 友 会

関 西 経 済 同 友 会

貿易依存度の高いことは、わが国経済の特性である。したがって経済の循環を良好ならしめるためには、常に貿易の振興特に輸出の振興を怠つてはならないのかゝわらず、過去の経験からすると、経済が好転すれば何時とはなしにその掛声すら消えてしまい、ひとたび不況に見舞れると、輸出振興の声を大にするが、これは非常な間違いであつて、輸出振興は景気の好、不況にかゝわらず、国を挙げて不断にかつ着実に進めるものでなければ、その効果は期し難いのである。

偶々この度の外貨危機から各方面で再び輸出振興策が採り上げられている。勿論、税制、保険、金融などの各分野において輸出振興の助長策を講ずるとともに輸出産業の合理化を推進するため、これが施設に対する特別償却制度の採用など必要であるが、これらの諸対策は輸出振興の潤滑剂的機能を果すものである。この潤滑剂的政策の充実長期化は勿論緊要であるが、むしろ輸出振興が着実に実行されてゆく体制、いゝかえれば国内が輸出中心で動くような体制の整備をし、基礎産業の合理化によつて生産コストの引下げを促進すべきことを主張してやまない。またこと際海上運賃収入、海上保

除収入および特許権、商標権などの無形財輸出による貿易外収入などについても商品輸出の場合と同じ観点からその対策が採り上げられなければならないことを併せて強調するものである。

二、輸出振興の基本体制の確立

今日主要商社の収益をみると、輸出よりも輸入の占める比重が高く、また商品によつてはメーカーの輸出意欲も低調であるが、これは行過ぎた内需の旺盛が原因している。これを是正し、かつ、なんらかの形で輸出を有利とする体制を作り出さない限り輸出振興の実効は挙らない。いつも産業全体に輸出ドライブのかゝるような経済状態を維持することが基本的政策となるべきである。

(1) 物価安定政策の堅持

国内物価の上昇がメーカーおよび商社の輸出意欲を根本的に阻害し、一方輸入を増大せしめている。昨年中に卸売物価は総合指数で8%上つたが、この間政府がこの点について特に注意を喚起しなかつたことが何時の間にか輸出伸張力を鈍化させるとともに輸入を激増させた。欧米諸国では二、三%の物価上昇をインフレ兆候として、早目に金融財政政策によつて防止策をとつており、殊に西独が金融政策を中心とする物価安定政策をもつて輸出振興の基本政策としている点に学ぶべきである。すなわち、国内市場は物価が安定しておれば競争が激しくなり、輸出に努力した方が利益が多くなるので輸出ドライブがかゝり、自然に輸出が伸びるのである。

(2) 国際比価の優位確保

昭和二十八、二十九年のデフレ政策で国際比価は大分改善されたが、昨年来のわが国の物価は

再び騰貴と不安定を生じてきた。したがって国際収支改善のため、この際、国際競争に耐え得る水準にまでわが国の生産コストを引下げて国際比価をよくするとともに、すでに国際比価が優位にある商品についてはその価格を安定せしめることが必要である。

(3) 輸出精神の普及徹底

前述のように、わが国の経済が円滑な循環を行うためには、貿易が順調に推移しなければならぬ。したがってメーカー、商社はもとより、広く国民各層が貿易振興特に輸出振興なくしてはわが国の経済発展ひいては国民生活の安定、向上もあり得ないという自覚に徹する必要がある。このため、輸出振興に関して、巾の広い国民運動を喚起しなければならない。

(4) 輸出市場の開拓および維持確保

中国市場をはじめわが国の海外市場の縮小は著しい。国際収支均衡さらには経済の拡大均衡のためには新市場を開拓するとともに旧来の市場を確保し、さらにこれを発展せしめる積極的方策が樹立されなければならない。

二、輸出振興に関する機構の充実

(1) 経済外交の強化と在外貿易情報機関の整備

外務省の経済外交陣は格段の強化を図る必要がある。なかんずく将来性のある地域、列強との間に激しい競争が予想される地域の出先公館の拡充強化を要する。また現在海外にある貿易情報機関の活動は不活発であり、その情報はほとんど利用されていない実情にある。もとより個々の商品に

ついて専門家を派遣することが効果のあることは論をまたないが、その地域全般にわたって輸出市場としての傾向を適確に把握し、輸出を促進するためには商務官として専門家を一地域にわたって常駐させ、もって貿易情報活動を積極的に行うとともに、進んで民間の貿易活動に協力させる必要がある。

(2) 通商航海条約の締結と貿易協定の弾力的運用

通商航海条約の未締結国がまだ相当あるので、これらの諸国との間に一刻も速やかに通商航海条約の締結を行うことを要望する。

同時に今後貿易協定を締結する際、わが国の輸出が伸びる適確な見透しがあれば、相手国からの物資輸入について相当程度譲歩することによつて、貿易協定の弾力的運用を図るべきである。

(3) 輸出会議制の活用

通産省管下の輸出会議は、前回の国際収支改善の際、顕著な足跡を残したが、経済が好転すると休眠状態に入つたまゝになつてゐる。わが国経済の特性からすると、輸出振興の手を緩めることは許されないものであるから、輸出会議の効果を再検討し、これを恒久的制度として活用すべきである。

特に輸出振興については、常時輸出市場の維持確保を図ることが先決であるから、貿易政策として地域別にわたつて詳細かつ具体的な輸出計画を策定するとともに併せて責任輸出制などの問題を検討することが必要であらう。

(4) 貿易行政の再検討

貿易行政に関する諸官庁の権限および組織などに再検討を加え、円滑に輸出振興に関する統一的運営の実現をはかるとともに、関係官庁が一体となつて正確な長期の経済見透しを行い、強力な総合政策を樹立することが必要である。

一、輸出体制の強化

(1) 過当競争の排除および業者間協調の推進

輸出に関してメーカーおよび商社の両面において過当競争が輸出を阻害している事例が多く、すでに諸種の対策がとられているが、今后とも輸出組合、輸出会社などが円滑に活用されるように関係法例に検討を加え、ケース・バイ・ケースによつて多角的に過当競争の排除に努力するとともに関係業者は輸出を阻害するような輸出マナー、自主調整などに関する問題の解決について業者の在外機関を含めてより協調を密にすべき方策を講ずべきである。

(2) 市場別対策について

東南亜貿易については、賠償、開発計画との関連で考えなくてはならないが、当面この地域の外貨不足問題を慎重に考慮する必要がある。かゝる対策として後進国開発に協力する意味でクレディットを設定し、輸出を促進する途を講ずべきである。中共貿易については、支払協定締結を可能ならしめるような条件を積極的に整備することが必要である。

先進国市場については、元来安定的な市場であり、殊に繊維製品において然りである。価格の安定、品質の向上、P・R活動、輸出秩序の確立などは先進国市場進出の先決要件である。

(3) 輸出産業に対する原材料の安定的確保

現行の原毛、原綿についての原材料リンク制を維持するとともに、他の主要輸出産業についても原材料リンク制の適用を拡大し、輸出用原材料の確保に努めることが必要である。なお、この際、必要があればかゝる輸出原材料の国内流用の防止措置も講ずべきであろう。

政府と企業との関係（中間報告）（三二・一二・六）

経 済 同 友 会

日本経済はいまや政府が専ら経済発展に指導的役割を果たした時代を終え、私企業がその主役を演ずべき時期に際会している。もとより経済がますます複雑化しつつある今日、政府はアダム・スミス時代のように、単に夜警国家的機能を営むだけに止まるわけにはゆかないが、今后は企業が政府と合理的、近代的な補完関係を保ちながら、その創意と独自性を一段と発揮しなければ、健全な経済発展は期し難いと考えらる。

しかしながらわが国においては、明治以降急速な近代化を図る必要から、政府が積極的に工業化を推進せざるを得なかつたため、両者の補完関係がややもすれば政府の干渉、企業の政府依存になりがちな傾向がある。

したがつて今後の日本経済発展のためには、私企業の自主性を確立するとともに、政府との間に合理的関係を樹立することが大きな課題であると信ずる。もとより本問題は広くかつ深い研究を必要とするものであり、われわれは引続いて具体的事実について一層検討を加えるが、とりあえずここに一応左記を中間報告したいと考える。

記

一、政府と企業との関係についての基本的原則

諸外国の経験に照してわが国の実体を顧み、われわれは政府と企業との関係はおおよそ次のような原則にのつとるべきだと考える。

- (1) 経済発展の主体はあくまでも企業である。
- (2) 政府の任務は、この主体が、全体として最も活動しやすいように、その結果、日本経済が発展し延いては国民の生活が向上してゆくような環境を整備する、換言すれば、企業活動の外枠をつくることである。
- (3) 企業が活動する共通の場は、例外はあるが、原則として経済法則が貫かれることが必要である。そしてこの場合経済法則とは、主として価格法則だということができであろう。
- (4) この共通の場では、企業の自己責任が貫かれることが大切である。

二、企業と経営者のあり方

企業はいまや国民経済の公器である。国の富、国民の使用する物資とサービスは大部分企業によつて提供され、国民経済を支えるものとなっている。したがつて経済を強化、発展させてゆくためには企業の健全な成長を図らなければならないが、同時にそれを預る経営者はその社会的責任を自覚し、実践す

ることが必要である。このため企業経営に當つて、経営者は当面次のような態度をもつて臨むべきである。

(1) 自己責任原則の厳守

私企業が能率をあげ、その高能率を通じて社会に貢献するのは、あらゆる面に創意を發揮するかである。そしてこの創意は、他から掣肘されないと同時に、功罪ともに自らが負うという、自己責任の原則が貫かれるという条件の下でなければ生れてこない。しかしながらわが国においては、ややもすれば自己責任を回避する傾向が強い。われわれは、自己責任の原則が貫かれるきびしい環境の下に、みずから進んで身をおくように努めなければならない。

(2) 資本蓄積の増大

現在におけるわが国企業の大きな弱点の一つは資本の蓄積が少く、したがつて自己資本の比率もきわめて低いことである。もとより政府としては、企業が資本を蓄積しやすいような、また蓄積せざるを得ないような条件を作る必要がある。しかしその責任は企業にあり、企業は自らの努力によつて自己資本の蓄積に全力をつくさなければならない。もちろん企業としては、消費者や従業員、株主に報いることも必要ではあろう。しかしそれも、自己資本の蓄積を通じて報いる方法を講ずべきである。

(3) 業界協力態勢の樹立

企業はあくまでも競争を通じて生き抜かなければならない。これは自己責任の原則上当然である。しかしながらいわゆる過当競争は排除される必要がある。経営者は互に相戒め協力して自己の企業、

延いては国民経済を弱めるような競争は自らこれを避けるよう努力すべきと考える。

一、政府の在り方

(1) 政府の役割とその限界

近年政府のなすべき経済的機能がますます多くなっていることは当然の成行きでありわれわれもこれを決して否定するものではない。しかしながら経済発展の原動力はあくまでも企業にあり、またこれにもたせなければならず、政府は、企業の創造的機能を充分に発揮させるよう配慮すべきである。かくて、今日政府の行う役割は原則として次の諸点に限るべきと考える。

(イ) 経済の安全を保障するための外的条件の設定

これは昔からあつた夜警国家の役割であり、今日ではその機能が分化され、組織も複雑になるといだけである。すべての部門にわたる秩序の維持や、取引の安全を保障するなどの機能は、みなこの仕事に属する。

(ロ) 国が望ましいと思う方向へ経済を誘導する外的条件の設定

景気の行過ぎや後退に対して金融、財政、その他間接的な方法で適当な処置を講じて景気を調節し、経済成長を高めることや輸出振興のための各種措置等はその代表的機能である。

(ハ) 国民経済の採算には乗るが、個別企業としてはやり憎い仕事を政府みずから行うこと

道路、港湾、治水、あるいは原子力を使うある種の産業等がそれである。たゞしこれは国民経済全体として計算すれば必ずプラスとなるものに限ることが必要である。

(二) 経済界に対するサービスの提供

たとえば技術研究所（とくに基礎的な部面を政府が担当する）や技術教育、各方面の調査や統計
経済分析と経済観測、等である。

なお以上四つに対しては経済効果に重点をおき、その他の効果は別に考慮して後から計算に加えるという態度をとるべきと考える。

(ホ) 社会政策の実施

経済の安定的成長を図ることが経済政策の目的であるが、国全体としてみるとこれだけではすまされない。平均がいくら伸びても、一部に弱い社会層があつてそこが犠牲になつてゐることは、社会公正の立場から許されないからである。政府はこれに対して充分な措置を講じ、社会的公平を図らねばならない。

(2) 政府の経済誘導の実施方法

わが国においては、経済発展の歴史的関係から、由来政府の干渉が強いところに、加えて戦中、戦後の経済統制による情性が今日なお続いており、この弊風を打破するには、政府の経済機能の原則の確立とならんでその実施方法についての明確化が必要である。われわれはこの際政府はつぎのような方針と態度とをもつて経済の誘導に当るべきと考える。

(イ) 経済調整の仕方

1 財政について

昭和三十一年度経済同友会通常総会決議（国家予算に対する見解、経済変動に対処する財政金融調整措置について）を考慮すべきである。

2 租税について

租税はもちろんそれ自体の秩序と方式をもつものであるが、同時にそれは経済誘導の用具でもある。しかるに現行税制は企業の自己資本の蓄積、経済調整等に対し充分な役割を果し得ない状態にある。よつてこの際政府は税制について根本的に再検討を加えるべきである。

3 金融政策について

金融政策については、自動調節作用を活用することが必要である。

(ロ) 政府の企業に対する介入の仕方

政府は経済誘導の必要上設けた外的条件を個々の企業に適用するに当つては、その役割と限界を明確に規定し、それ以外の行為は行わないようにしなければならない。このため各種法的規制を再検討、再整理するとともに法的根拠のない行政指導は厳にこれを排除すべきと考える。

い 政府の行うべき事業

才一に政府の行う事業といつても長期的にみて国民経済の採算にのることが必要である。もちろん採算にのらないことで大切な仕事もあろう。しかしそれは経済以外の目的をもっているものでなければならぬ。才二にこれ等の仕事は、そのまゝでは企業の採算にのらないが少し補助をするか、あるいは部分的にかは、企業ベースに乗るものも少くない。これに乗るものがあれば（もしくは低金利その他の補助を加味することも考える）、なるべくそれに行わせることが必要である。才三に

一部の人のために国民の税金を使うことは妥当ではないから、政府の仕事は可能な限り、受益者負担の思想を貫くべきである。

(二) 社会政策費の調達

今日社会政策は、国家のなすべき重要な任務の一つである。しかしそれは経済を無視して無制限に行うことは許されない。このため、たとえば社会政策の財源捻出に当って経済発展の基本になる蓄積を害さないように、累進的奢侈税を筆頭とする間接税を考慮すべきと考える。

政府と企業との関係

経済政策を適正ならしめるため (三二・一二・六)

関西経済同友会意見

一、過去に対する反省

わが国における戦後経済復興の跡を省ると終戦時にわれわれが想像し得なかつたほどの成果を挙げた。これは戦後とられた経済政策のすべてが必ずしも適正であつたためでなく、むしろ世界の政治経済情勢がわが国にとつて好転したことが、経済政策の幾多の欠陥を補つてなおよくこの成果を齊したとみるべきであろう。この点で適切な経済政策とかつ経営者も国民も賢明であつたため「奇蹟」と称されるほどの驚異的復興を遂げた西独の場合と非常に異っている。現に昨年以來のわが国経済はその政策よろしきを得ればその拡大発展によき足場を作り得る態勢にあつたにもかゝらず今春の急激な政策転換とこれに伴う混乱とをもたらしたのは、経済政策の不手際によるものである。われわれはこの歴史的事実を反省し、今後再びかゝる不手際を繰返さざるため、経済政策の適正化について意見を述べたい。

二、経済活動の目的と原則

抑々近代国家における経済活動の目的は広義における国民生活の健全なる発展である。或は「健全なる生活水準の向上」といつてもよい。

この目的を達成するために近代自由主義国家のとする経済原則の第一はいうまでもなく自由なる経済活動をできる限り許すことによつて、個人ならびにその総合ともいふべき企業の創意と工夫を最も有効に活用することである。個人或は企業が自由に活動する共通の場における経済法則は価格形成方式を通じての利潤追求によつて行われるが、その自由の反面に行動に対する責任がこれと表裏一体をなすものとして生ずる。

近代自由主義国家の持つ経済原則の第二として個人或は企業活動の自由はその自由を確保し伸長するため社会的制約に服することが考えられねばならない。

複雑なる近代国家においてはこの社会的制約は多岐に涉つてゐる。（国際収支を均衡し国際競争に耐えるための産業政策等）個人の自由活動の基盤環境を整備するためにも必要な制約を加えることがある。（商法その他取引法による制限、経済外交、研究指導機関、不採算事業の官営または育成、公共事業基礎産業の整備育成、不公正競争の禁止）個人の経済活動の助長のための国家による積極的干与（金融政策、公共事業等による景気の調整、税制或は金融政策による好ましからざる活動の抑制と奨励すべき活動の助長）個人の経済活動の平穩なる継続を図るための社会的秩序の維持（社会政策、労働政策、国防等）

要するに近代国家においては単なる個人の自由活動と自由なる価格形成による利潤追求の原則のみに委ね切れない幾多の条件がある。この条件を満たすために個人の自由に対する最少限の抑制と

助長とを以つて個人の自由活動をできる限り活用しつゝ、その目的を達成するように考案するところに所謂「自由と統制の賢明なる混合」があるといわねばならない。

以上の経済原則から政府と企業との関係を要約すればつぎのようである。

イ、企業は経済活動の主体として自由に活動するを原則とする。従つてその活動は飽くまで自己の責任において行われ、企業の経済活動は価格法則による利潤追求が原動力となる。

ロ、政府は企業の自由活動を極力尊重し、これを保全しその環境を整える一方、その弊害を除き変動を調節するため必要やむを得ない場合において最少限の抑制と助長とを加える。たゞしその方は飽くまで経済原則に基き、企業が好んでこれに従うように考案すべきである。

政府はまたこれらの目的のために自ら事業を営むことがあるが、この場合も極力経済法則に則り運営を図ることが能率的である。

ハ、政府の干渉、企業の依存は排すべきであるが、複雑多岐に渉る近代国家の運営においては政府の果すべき役割も正当に評価されねばならない。

わが国の政府は中央、地方を通じての行政制度簡素化並官庁能率化の余地は充分あるが、むしろ政府対企業の関係においてはとるべき施策は積極的になされねばならない。

三、経済政策の前提となるべき事実の認識

つぎに経済政策を樹立するに当つてはその対象となるべき、国の経済、政治並国民の実態を直視

し、これに則した方策をとらねばならない。米国或は西独に比べれば資源と過去の蓄積乏しく、国民の経済生活における文化水準や政治活動の点で未だしと思われるわが国の場合、これらの国と自ら異なる点あることは当然である。

なお資源乏しきわが国が経済的發展を遂げるためには政府は最大限の輸出振興と不要不急輸入抑制による国際収支の均衡を図るとともに製品輸出と生産資源の輸入力を増大し貿易規模と経済的基盤を拡大せねばならない。かくて輸出振興の諸措置とともに根本において国内産業合理化と国民の協力による能率増進、低物価堅持による国際競争力強化のための一切の政策が必要となる。それはひいては労働政策と国民啓蒙の問題となる。或は戦後蓄積少きわが国が国民生活維持のために経済規模の急激なる拡大を図るとすれば常に産業の發展と資金不足の矛盾に直面する。こゝにおいて資金運用における調整が問題となる。今や戦時統制経済から漸く脱却したわが国業界は自律精神の点で未だしの感があるが自主的統制の円滑なる運営が望ましく、漸次訓練され時間の経過により成果を挙げることが期待される。

さらに国民も企業も政府の施策と遊離する場合もあり、労働組合は企業と国家経済の実力を無視し、徒らに階級的利益を追及し、所謂コストインフレの原因をなす一方政治もまた必ずしも正しく行われ難い実情である。

かくのごとき政治、経済、並に国民の実体を直視しその前提に立つて政策を立案せねば適切なる効果は挙げ得ない。

四 政府の在り方

以上の観点から政府の在り方を見ると、政府と企業の関係は独禁法の改正その他両者の関係の不均衡については是正を要するものもあるが、現実的にはむしろ政府の政策立案運営に妥当を欠く場合が多いと思われる。

政策決定的の欠陥は大別して、

(イ) 政策が経済原則並わが国経済の实情に即しない場合

(ロ) 政策が不統一の場合、特に通商産業政策と財政金融政策の不一致

(ハ) 長期にわたる経済情勢の把握並にその対策の欠除

などであつて、その原因は主として官庁間の連絡不充分並に割拠主義による政府意思の不統一と経済原則に対する官僚の認識不足の二つにある。この外に戦後における占領政策によるやむを得ないものもあつた。

これらの欠点を除去するためには、例えばつぎのような案を検討する要があろう。

イ 経済閣僚懇談会を強化し、政府の経済政策の統合を図ること。従来のように個々の経済問題を討議するものでなく、あらゆる経済政策をその大綱において総合的に把握し予算大綱決定の基礎となる経済見透しについても審議する機関としてあたかも民間企業における常務会のような存在としてゆくこと。

經濟閣僚懇談会の下部機構として經濟（勞働を含む）關係官庁を代表する中枢官吏を以て經濟官庁の連絡協議機關を設ける。この機關においてあらゆる經濟政策が総合され政府の統一意志となる様充分検討を加え最終結論を經濟閣僚懇談会において出す。その結論は各官庁とも全面的に協力するものでなければならぬ。

ロ 總理大臣の下に經濟政策審議會を設け民間有識者を加えた官民一体の審議機關とし、政府の政策に實際的な經濟知識と經驗とを与える。各省ごとに設けられた各種委員會は極力整理統合し、もし続ける場合には真にその分野において参考となるような人選と運営に改める。

ハ 長期經濟觀測とこれに基く長期經濟計画を立案するため經濟官庁を代表する中枢官吏と民間、学界等の有識者からなる委員會を設ける。この委員會は經濟閣僚懇談会並に經濟政策審議會の下部機構として運用する。

一案として、従来はやゝもすれば大物級のみを集め、實質的審議が伴わない恨みがあつたが、これを実業界の有能な若手新人並官庁局長級による構成を考え、その下部に課長級の幹事会のようなものをつちかへしめる。

上記各機關の事務局は經濟企画庁を強化して当てる。従来の委員會に見られたように單なる政治的、ジェスチュアールとしての資料説明会に終ることなきよう委員會の運営並人選に留意すること。

五、企業の内方

企業は自己の責任において、自由に活動することを根本原則とするが、同時に国家の構成員として受くべき制約があり、国家の経済政策の一環として発展せねばならない。

このためには企業は業界の協力体制を確立し、業界一体となつて政府の政策の適正化に努めるとともにその遂行に協力せねばならない。わが国の企業が、経済政策に関し自主性乏しく徒らに政府の施策を察知し、抜け駆け的利益の追及を図り、国家或は業界全体として共存共栄を図る精神に乏しいことは厳戒を要する点である。

この欠点を除去するためつぎのような案が考えられる。

(イ) 独禁法を改正して、業界の共同行為の範囲を拡大し、その共同行為が公共の利益に反する場合にのみ公正取引委員会が取締るようにする。

(ロ) 業界は協力してその業界に関する経済政策を立案し、政府と協力して適正なる政策樹立に努めるとともにその遂行に協力する。各業界間の連絡調整については総合経済団体を活用する。

(ハ) 政府の各委員会等に対する委員の選出並に意見の開陳等はこの業界団体から出すようにする。また経済の長期見透し並にその対策も業界団体を中心としてまとめ提出する。その場合企業は従来のような業界における自己の粹取主義を厳に戒めねばならない。

なお、所謂企業の公共性に対してはつぎのように考える。自由主義経済原則に基く限り、企業が單純に公共性を求めることはあり得ない。企業は窮極において利潤追及の目的とするものであるが、同時に利潤それのみを考えることなく、例えば信用或は将来の利益のために公共性を求め

るようなものである。企業に直接に要求されるべき公共性は、経済政策業界協定、その他の全体の利益のために定められたる制約を忠実に守ることである。企業の倫理性についても概ね同様と考えられる。要は政策をして企業の利潤追求が同時に公共性または倫理性を持つようにあらしめることである。

企業経営者の公共性並に倫理性についても企業の場合と同じである。たゞし経営者が個人として公共性を求め、倫理性を高めることは個人として高く評価されるべきとともに企業管理者として信望を高め、引いてはその企業活動を能率的ならしめる故に経営者としては最も留意すべきことである。こゝに企業経営者の社会的責任の自覚と実践があるといわねばならない。

六、むすび、政府と企業並に国民の決意

以上経済政策のあり方をみたが、如何に賢明なる政策といえども根本において国民の自覚とその生活態度改善を基底とした協力に依つて支えられねばその効果を期し得ない。

政府は国民に対し生産性の向上、冗費の節約、奢侈並に過度享楽の抑制、国産品愛用、貯蓄増強等を推進せしめるような政策を行うとともに広く国民に普及徹底せしめるべく国民運動を展開せねばならぬ。同時に労働組合に対してもコスト、インフレはわが国においても最も重要な問題の一つであるから、国家並に企業経済の現実に即した労働条件の改善を図るよう啓蒙と説得に努めねばならぬ。

要は政治のあり方につながるが故に政府並に政治家の自覚に期待すると同時に企業並に企業経営

者は常に政府のよき協力者としてこれら政策の立案に参画し、その実行の先頭に立たねばならない。

